

算 定 基 準

【保勤施設等の場合（第3条第2項の表（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (イ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成18年3月1日社福第2231号本職通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る県費補助</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び施設監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	<p>金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成18年3月1日付け社福第2233号本職通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算出された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設</p>	
介護用リフト等特殊付帯工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化設備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（第3条第2項の表（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>（ア）別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設当たり基準単価（多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価）を基準額とする。</p> <p>（イ）公害防止対策事業として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>（ウ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-5又は別表3-6に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>（エ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-5又は別表3-6に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設備監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表1-3

算 定 基 準

(別表1-1、別表1-2及び別表4に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。 ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認められた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	知事が必要と認められた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

施 設 の 種 類			補助基準額 単位：(円)
救護施設	本体	都市部	5,860,000
		標準	5,580,000
	初度整備加算		86,000
	個室設備加算	都市部	410,000
標準		390,000	
更生施設	本体	都市部	5,860,000
		標準	5,580,000
	初度整備加算		86,000
	個室整備加算	都市部	410,000
標準		390,000	
授産施設	都市部	2,540,000	
	標準	2,420,000	
	初度設備加算		86,000
宿所提供施設	都市部	2,010,000	
	標準	1,920,000	
	初度整備加算		86,000
社会事業授産施設	都市部	2,540,000	
	標準	2,420,000	
	初度整備加算		86,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価

施 設 の 種 類		補助基準額 単位：(円)
救護施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000
更生施設	都市部	8,010,000
	標準	7,640,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

施 設 の 種 類			補助基準額 単位：(円)
救護施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
		初度整備加算	95,000
	個室整備加算	都市部	455,000
		標準	434,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

施 設 の 種 類		補助基準額 単位：(円)
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,490,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-1

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 （日中活動部分）	利用定員 20人 以下	都市部	54,000,000
			標準	51,500,000
		21人 ～40人	都市部	108,900,000
			標準	103,700,000
		41人 ～60人	都市部	181,700,000
			標準	173,100,000
		61人 ～80人	都市部	255,100,000
			標準	243,000,000
		81人 ～100人	都市部	328,700,000
			標準	313,100,000
		101人 ～120人	都市部	401,400,000
			標準	382,300,000
		121人以上	都市部	475,100,000
			標準	452,500,000
	施設入所支援整備 備加算及び本体 （宿泊型自立訓練）	利用定員 20人 以下	都市部	43,600,000
			標準	41,600,000
		21人 ～40人	都市部	87,800,000
			標準	83,700,000
		41人 ～60人	都市部	146,800,000
			標準	139,800,000
		61人 ～80人	都市部	206,800,000
			標準	197,000,000
		81人 ～100人	都市部	265,600,000
			標準	253,000,000
101人 ～120人		都市部	325,600,000	
		標準	310,200,000	
121人以上		都市部	384,700,000	
		標準	366,400,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	41,700,000
			標準	39,700,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	137,100,000
			標準	130,600,000

	短期入所整備加算		都市部	11,400,000
			標準	10,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,200,000
			標準	12,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,450,000
			標準	9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,240,000
			標準	5,950,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,300,000
			標準	34,500,000
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	98,200,000
			標準	93,600,000
		21人 ~40人	都市部	197,200,000
			標準	187,800,000
		41人 ~60人	都市部	328,600,000
			標準	313,000,000
		61人 ~80人	都市部	462,600,000
			標準	440,600,000
		81人 ~100人	都市部	595,100,000
			標準	566,800,000
		101人 ~120人	都市部	727,600,000
			標準	693,000,000
		121人 以上	都市部	860,200,000
			標準	819,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	41,700,000
			標準	39,700,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	137,100,000
			標準	130,600,000
	短期入所整備加算		都市部	11,400,000
			標準	10,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,200,000
			標準	12,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,450,000
			標準	9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,240,000
			標準	5,950,000

			標準	5,950,000	
	避難スペース整備加算		都市部	36,300,000	
			標準	34,500,000	
共同生活援助	倉設	定員4人 ~ 10人	都市部	25,800,000	
			標準	24,600,000	
		短期入所整備加算		都市部	11,400,000
				標準	10,800,000
		エレベーター等設置整備加算		都市部	2,040,000
				標準	1,950,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児虐待支援整備加算		都市部	9,450,000	
			標準	9,000,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,240,000	
			標準	5,950,000	
	避難スペース整備加算		都市部	36,300,000	
			標準	34,500,000	
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	98,200,000	
			標準	93,600,000	
		21人 ~40人		都市部	197,200,000
				標準	187,800,000
		41人 ~60人		都市部	328,700,000
				標準	313,100,000
		61人 ~80人		都市部	462,600,000
				標準	440,600,000
		81人 ~100人		都市部	595,200,000
				標準	566,900,000
		101人 ~120人		都市部	727,700,000
				標準	693,000,000
		121人以上		都市部	860,200,000
				標準	819,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	41,700,000	
			標準	39,700,000	
	大規模生産設備等整備加算		都市部	137,100,000	
			標準	130,600,000	
	短期入所整備加算		都市部	11,400,000	
			標準	10,800,000	

	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,200,000
			標準	12,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,450,000
			標準	9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,240,000
			標準	5,950,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	20,100,000
			標準	19,200,000
	避難スペース整備加算		都市部	36,300,000
			標準	34,500,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	54,000,000
			標準	51,500,000
		21人 ~40人	都市部	108,900,000
			標準	103,700,000
		41人 ~60人	都市部	181,700,000
			標準	173,100,000
		61人 ~80人	都市部	255,100,000
			標準	243,000,000
		81人 ~100人	都市部	328,700,000
			標準	313,100,000
		101人 ~120人	都市部	401,400,000
			標準	382,300,000
		121人 以上	都市部	475,100,000
			標準	452,500,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	41,700,000
			標準	39,700,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	137,100,000
			標準	130,600,000
	短期入所整備加算		都市部	11,400,000
			標準	10,800,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,200,000
			標準	12,600,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,450,000	
		標準	9,000,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,240,000	
		標準	5,950,000	

		標準	5,950,000
	避難スペース整備加算	都市部	36,300,000
		標準	34,500,000
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	27,100,000
		標準	25,800,000
短期入所（短期入所のための整備の場合）		都市部	13,800,000
		標準	13,200,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援（各事業のための整備の場合）		都市部	9,450,000
		標準	9,000,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のための整備の場合）		都市部	6,240,000
		標準	5,950,000
避難スペース整備（避難スペースのための整備の場合）		都市部	36,300,000
		標準	34,500,000
補装具製作施設		都市部	13,800,000
		標準	13,200,000
盲導犬訓練施設		都市部	170,100,000
		標準	162,000,000
点字図書館		都市部	46,700,000
		標準	44,500,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	63,000,000
		標準	60,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付(社)第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のための整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	144,600,000	
			標準	137,700,000	
		41人 ~60人	都市部	240,900,000	
			標準	229,500,000	
		61人 ~80人	都市部	338,500,000	
			標準	322,400,000	
		81人 ~100人	都市部	436,200,000	
			標準	415,500,000	
		101人 ~120人	都市部	532,500,000	
			標準	507,400,000	
		121人以上	都市部	630,100,000	
			標準	600,100,000	
		施設入所支援 整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	116,600,000
				標準	111,100,000
	41人 ~60人		都市部	194,900,000	
			標準	185,600,000	
	61人 ~80人		都市部	274,300,000	
			標準	261,200,000	
	81人 ~100人		都市部	352,300,000	
			標準	335,700,000	
101人 ~120人	都市部		432,000,000		
	標準		411,500,000		
121人以上	都市部		510,000,000		
	標準		485,800,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,400,000			
	標準	52,700,000			
短期入所整備加算	都市部	12,700,000			
	標準	12,000,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,400,000			
	標準	16,500,000			
福祉型障害児	本体	利用定員 40人 以下	都市部	261,900,000	

入所施設 医療型障害児 入所施設		標準	249,400,000
		都市部	436,200,000
	41人～60人	標準	415,500,000
		都市部	613,500,000
	61人～80人	標準	584,300,000
		都市部	789,100,000
	81人～100人	標準	751,700,000
		都市部	965,100,000
	101人～120人	標準	919,400,000
		都市部	1,141,000,000
	121人以上	標準	1,086,600,000
		都市部	55,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	標準	52,700,000
		都市部	12,700,000
	短期入所整備加算	標準	12,000,000
		都市部	17,400,000
発達障害者支援センター整備加算	標準	16,500,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増加単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3

(公害防止対策事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	104,800,000		
			標準	99,800,000		
		21人 ~40人	都市部	210,400,000		
			標準	200,400,000		
		41人 ~60人	都市部	350,600,000		
			標準	334,000,000		
		61人 ~80人	都市部	493,400,000		
			標準	470,000,000		
		81人 ~100人	都市部	634,800,000		
			標準	604,700,000		
		101人 ~120人	都市部	776,200,000		
			標準	739,200,000		
		121人 以上	都市部	917,600,000		
			標準	873,900,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	44,400,000
					標準	42,400,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	146,300,000		
			標準	139,300,000		
短期入所整備加算			都市部	12,100,000		
			標準	11,600,000		
発着障害者支援センター整備加算			都市部	14,000,000		
			標準	13,400,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	10,000,000		
			標準	9,600,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,600,000		
			標準	6,300,000		
小規模グループケア整備加算			都市部	21,500,000		
			標準	20,500,000		
避難スペース整備加算			都市部	38,700,000		
			標準	36,800,000		
福祉型児童発	本体	利用定員 20人以下	都市部	57,600,000		

達支援センタ		標準	54,900,000
		都市部	116,100,000
医療型児童発	21人～40人	標準	110,600,000
		都市部	193,800,000
達支援センタ	41人～60人	標準	184,600,000
		都市部	272,100,000
	61人～80人	標準	259,200,000
		都市部	350,600,000
	81人～100人	標準	334,000,000
		都市部	428,100,000
	101人～120人	標準	407,800,000
		都市部	506,800,000
	121人以上	標準	482,700,000
		都市部	44,400,000
就労・訓練事業等整備加算		標準	42,400,000
		都市部	146,300,000
大規模生産設備等整備加算		標準	139,300,000
		都市部	12,100,000
短期入所整備加算		標準	11,600,000
		都市部	14,000,000
発達障害者支援センター整備加算		標準	13,400,000
		都市部	10,000,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		標準	9,600,000
		都市部	6,600,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		標準	6,300,000
		都市部	38,700,000
避難スペース整備加算		標準	36,800,000
		都市部	

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付「社福2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-4

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	279,300,000
			標準	266,000,000
		41人 ~60人	都市部	465,200,000
			標準	443,200,000
		61人 ~80人	都市部	654,400,000
			標準	623,200,000
		81人 ~100人	都市部	841,700,000
			標準	801,800,000
		101人 ~120人	都市部	1,029,400,000
			標準	980,700,000
		121人 以上	都市部	1,217,100,000
			標準	1,159,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	59,100,000
			標準	56,200,000
短期入所整備加算	都市部	13,600,000		
	標準	12,800,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,600,000		
	標準	17,600,000		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	60,000,000
			標準	57,200,000
		21人 ~40人	都市部	121,000,000
			標準	115,200,000
		41人 ~60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人 ~80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
	81人 ~100人	都市部	365,200,000	
		標準	347,900,000	
	101人 ~120人	都市部	446,000,000	
		標準	424,800,000	
	121人 以上	都市部	527,900,000	
		標準	502,800,000	
	施設入所支援整備 加算及び本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	48,500,000
			標準	46,200,000
21人 ~40人		都市部	97,500,000	
		標準	93,000,000	
41人 ~60人		都市部	163,100,000	
		標準	155,400,000	
61人 ~80人		都市部	229,800,000	
		標準	218,900,000	
81人 ~100人	都市部	295,100,000		
	標準	281,100,000		
101人 ~120人	都市部	361,800,000		
	標準	344,600,000		
121人 以上	都市部	427,500,000		
	標準	407,100,000		

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,300,000	
		標準	44,100,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	152,400,000	
		標準	145,100,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,600,000	
		標準	12,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,600,000	
		標準	14,000,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児虐待支援整備加算	都市部	10,500,000	
		標準	10,000,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,900,000	
		標準	6,600,000	
	避難スペース整備加算	都市部	40,300,000	
		標準	38,400,000	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	109,100,000
			標準	104,000,000
		21人～40人	都市部	219,100,000
			標準	208,700,000
		41人～60人	都市部	365,200,000
			標準	347,900,000
		61人～80人	都市部	514,000,000
			標準	489,500,000
		81人～100人	都市部	661,300,000
			標準	629,900,000
		101人～120人	都市部	808,500,000
			標準	770,000,000
		121人以上	都市部	955,800,000
			標準	910,300,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,300,000		
	標準	44,100,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	152,400,000		
	標準	145,100,000		
短期入所整備加算	都市部	12,600,000		
	標準	12,000,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,600,000		

		標準	14,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相模炎支援、障害児相模炎支援整備加算	都市部	10,500,000
		標準	10,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,900,000
		標準	6,600,000
	小規模グループケア整備加算	都市部	22,400,000
		標準	21,400,000
	避難スペース整備加算	都市部	40,300,000
		標準	38,400,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	160,600,000	
			標準	153,000,000	
		41人 ~60人	都市部	267,700,000	
			標準	255,000,000	
		61人 ~80人	都市部	376,100,000	
			標準	358,200,000	
		81人 ~100人	都市部	484,600,000	
			標準	461,600,000	
		101人 ~120人	都市部	591,700,000	
			標準	563,800,000	
		121人 以上	都市部	700,100,000	
			標準	666,800,000	
		施設入所支援整備 加算	利用定員 40人以下	都市部	129,500,000
				標準	123,500,000
	41人 ~60人		都市部	216,500,000	
			標準	206,200,000	
	61人 ~80人		都市部	304,800,000	
			標準	290,200,000	
	81人 ~100人		都市部	391,500,000	
			標準	373,000,000	
101人 ~120人	都市部		480,000,000		
	標準		457,200,000		
121人 以上	都市部		566,700,000		
	標準		539,800,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	61,500,000			
	標準	58,500,000			
短期入所整備加算	都市部	14,100,000			
	標準	13,300,000			

	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,400,000		
			標準	18,400,000		
福祉型障害児 入所施設 医療型障害児 入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	291,000,000		
			標準	277,100,000		
		41人～60人	都市部	484,600,000		
			標準	461,600,000		
		61人～80人	都市部	681,600,000		
			標準	649,200,000		
		81人～100人	都市部	876,800,000		
			標準	835,200,000		
		101人～120人	都市部	1,072,300,000		
			標準	1,021,500,000		
		121人以上	都市部	1,267,800,000		
			標準	1,207,300,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	61,500,000
					標準	58,500,000
短期入所整備加算			都市部	14,100,000		
			標準	13,300,000		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,400,000		
			標準	18,400,000		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

別表4

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、知事が必要と認めた額とする。</p> <p>知事が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 知事が必要と認めた額</p> <p>ブロック 知事が必要と認めた額</p> <p>木造 知事が必要と認めた額</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>